

末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業（賃貸借）プロポーザルに係る質問への二次回答

番号	資料名	記載箇所	質問	回答
1	公告文	14 提案時の内容 （３）二酸化炭素排出量の削減効果	ご指定いただいている、"MONSOLA-20"については、月間日射量データとなっておりますため、時刻別の発電シミュレーションに用いることが難しいデータとなっております。発電シミュレーションにおいて、時刻別日射量データのMETPV-20を使用という形で問題ございませんでしょうか。	より詳細な発電シミュレーションをしていただけるということであれば問題ありませんが、その内容でCO2排出削減量等を評価することとなりますので予めご了承ください。
2	実施要領	（５）見積に係る留意事項 イ「13（４）キ 内訳明細書」について、工事費、設備費、メンテナンス費等の事業費内訳を明示すること。また、内訳明細書を用いて現地調査後の費用増減を決めるため、設備費、材料費、労務費、間接工事費、付帯工事費等の単価内訳も記載すること。	付帯工事費内にはメンテナンスをするにあたり、点検する為の梯子や安全施設を設置が必要な場合の費用を見込む必要がありますでしょうか。 費用としては現場調査後に今回のプロポーザル提案費用とは別でご提示させて頂く認識でよろしいでしょうか。	メンテナンスをするにあたり必要な費用は、維持管理費として見込んでいただき、プロポーザル提案費用として提出してください。 優先交渉権者決定後の現場調査後の金額変更については、提案時に見込めなかった費用増について協議するものであると認識していますので、その協議が適切に行えるよう、内訳明細書に詳細に記載いただきますようお願いいたします。
3	実施要領	14 提案書の内容 （４）品質の提案 ア システム全体の発電効率（パネルの効率、PCS自家消費量、その他電力損失等を記載）	PCS自家消費量の定義を教えてください。	PCSによる消費電力を想定しています。
4	実施要領	14 提案書の内容 （４）品質の提案 ア システム全体の発電効率（パネルの効率、PCS自家消費量、その他電力損失等を記載）	その他電力損失等は、太陽光パネルの経年劣化による発電効率の低下や機器の変換効率という認識で良いか。	システム全体の発電効率を算定するにあたり考慮した事項を記載してください。
5	質問への回答	現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している施設がある場合	現場調査をさせていただきましたが小原交流館につきましては、和瓦伏せ瓦の下断熱材がユカルーフにつき太陽光の設置が困難だと思われます。つきましては、「現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している」と思われますので提案対象施設から除外しても宜しいでしょうか？（※別添の資料【公開可】を参照願います）	ご説明の内容のみでは、他の工法での設置可否について判断できず、現段階で判明しているとはいえないため、提案対象施設から除外はできません。 なお、防水に関しては、仕様書 7（６）エに記載のとおり、施設の防水機能に影響がない工法を提案してください。 屋根への設置可否、屋根以外の場所への設置については、優先交渉権者決定後、構造調査の結果等を踏まえて双方協議により決定します。

6	質問への回答	現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している施設がある場合	現場調査をさせていただきましたが豊田市総合野外センターの屋根材の下に断熱材があり、かつ屋根下地材に架台の打ち込みビスが固定できないため太陽光の設置が困難だと思われます。つきましては、「現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している」と思われますので提案対象施設から除外しても宜しいでしょうか？（別添の資料【公開可】を参照願います）	ご説明の内容のみでは、他の工法での設置可否について判断できず、現段階で判明しているとはいえないため、提案対象施設から除外はできません。 なお、防水に関しては、仕様書 7（6）エに記載のとおり、施設の防水機能に影響がない工法を提案してください。 また、固定強度については、仕様書 7（5）イに記載のとおり、建築設備耐震設計・施工指針（2014年度版）に基づき行うこととし、設計用地震力の計算における耐震性能は耐震クラス S を適用できる方法を提案してください。 屋根への設置可否、屋根以外の場所への設置については、優先交渉権者決定後、構造調査の結果等を踏まえて双方協議により決定します。
7	質問への回答	現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している施設がある場合	現場調査をさせていただきましたが松平体育館は屋根材の下地材が断熱材であり野地板が木毛セメント板のため、雨漏りと強度に懸念があります。当該理由により太陽光の設置が困難だと思われます。つきましては、「現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している」と思われますので提案対象施設から除外しても宜しいでしょうか？（別添の資料【公開可】を参照願います）	ご説明の内容のみでは、他の工法での設置可否について判断できず、現段階で判明しているとはいえないため、提案対象施設から除外はできません。 なお、防水に関しては、仕様書 7（6）エに記載のとおり、施設の防水機能に影響がない工法を提案してください。 また、固定強度については、仕様書 7（5）イに記載のとおり、建築設備耐震設計・施工指針（2014年度版）に基づき行うこととし、設計用地震力の計算における耐震性能は耐震クラス S を適用できる方法を提案してください。 屋根への設置可否、屋根以外の場所への設置については、優先交渉権者決定後、構造調査の結果等を踏まえて双方協議により決定します。
8	仕様書	8 責任分担の基本事項 （2）	「事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。」とありますが、太陽発電設備を設置する際に、施設のキュービクルが改造（認定品から外れる）に該当し消防署等への相談・協議の結果、費用が発生すると判断された場合のコスト分の増額を認めてもらえるという解釈で宜しいのでしょうか？	消防協議の結果として、当該改造内容を踏まえても予期しえない費用が発生する場合には、増額について協議に応じます。